



狛江市男女共同参画推進計画

～誰もがともに認め合い、個人として尊重され、
自分らしい生き方ができるまちを目指して～

令和 4 年度推進状況報告書

令和 5（2023）年 10 月

狛江市



目 次

1. 狛江市男女共同参画推進計画について.....	1
2. 取組み一覧.....	3
3. 令和4年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査結果.....	10
令和4年度推進状況	
基本目標1 個人として尊重される社会の形成.....	14
基本目標2 子育て・介護を支える環境の充実.....	19
基本目標3 多様なライフスタイルの実現.....	23
基本目標4 地域社会における男女共同参画の推進.....	26
基本目標5 男女共同参画推進に向けた体制の強化.....	28
4. 狛江市男女共同参画状況.....	30
5. 狛江市人権・男女共同参画推進本部の設置及び運営に関する要綱.....	31
6. 狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会の設置及び運営に関する要綱..	33

1. 狛江市男女共同参画推進計画について

○基本理念

～誰もがともに認め合い、個人として尊重され、
自分らしい生き方ができるまちを目指して～

男女共同参画社会は、全ての市民一人ひとりの人権の尊重を基盤としています。誰もが性別に関わりなくお互いを認め合い、自らの意思と責任により、自分らしい生き方ができるまちを目指します。

この基本理念を掲げ、市、市民、事業者とのパートナーシップを大切にし、国、東京都、他の自治体、関係機関と連携して、効果的に計画を推進します。

○基本目標

基本理念を達成するために、次の基本目標を設定し、具体的な施策・事業を進めていきます。なお、中でも特に力を入れるべき目標を重点目標（◎が該当）として設定し、重点的に推進します。

- | | |
|--------|-------------------|
| 基本目標 1 | ◎個人として尊重される社会の形成 |
| 基本目標 2 | ◎子育て・介護を支える環境の充実 |
| 基本目標 3 | ◎多様なライフスタイルの実現 |
| 基本目標 4 | 地域社会における男女共同参画の推進 |
| 基本目標 5 | 男女共同参画実現に向けた体制の強化 |

○計画の体形

施策

基本理念

誰もがともに認め合い、個人として尊重され、自分らしい生き方ができるまちを目指して

基本目標

※◎は重点目標



1 個人として尊重される社会の形成



★ 2 子育て・介護を支える環境の充実



★ 3 多様なライフスタイルの実現



★ 4 地域社会における男女共同参画の推進

5 男女共同参画実現に向けた体制の強化

(1)家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成
(2)人権を尊重する意識の醸成
☆(3)配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
(4)法・制度等の周知・普及
(5)相談体制の強化
(6)生涯を通じた心身の健康支援
(7)子育てを支える環境の充実
(8)介護を支える環境の充実
(9)自立支援・介護予防の促進
(10)地域における人材の確保
(11)ワーク・ライフ・バランスの推進
(12)キャリア・ライフデザインの支援
(13)男性の家事・育児・介護への参画支援
(14)事業者等への情報提供と連携強化
(15)政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
(16)地域・市民活動における男女共同参画の推進
(17)男女共同参画の視点による災害対策の推進
(18)庁内推進体制の充実・強化
(19)市民等との連携・協働
(20)国や都、他の自治体、関係機関との連携
(21)市役所における男女共同参画の実践

・★は、狛江市女性活躍推進計画として位置付ける。
 ・☆は、狛江市配偶者暴力対策基本計画として位置付ける。

2. 取組み一覧

	取組み	概要	担当課
基本目標1 個人として尊重される社会の形成			
(1) 家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成			
1	男女共同参画に関するフォーラムや講座等の実施	市民向けフォーラムや講座の実施	政策室 公民館
2	男女共同参画に関する情報提供	冊子・チラシ等の配置や情報誌の発行、広報・ホームページ・パネル展等による情報提供	秘書広報室 政策室
3	男女共同参画関連図書の実施	関連図書の収集や利用促進のための集中展示、図書目録の作成	図書館
4	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	子育てガイドブック、シルバーガイドブックや障がい者のしおり等による情報提供	高齢障がい課 子ども政策課
5	進路指導における男女共同参画の推進	固定的な役割分担意識にとらわれない多様な生き方をデザインできるように指導を実施	指導室
6	男女共同参画に関する教職員研修の実施	教職員に対する人権教育研修の実施	指導室
(2) 人権を尊重する意識の醸成			
7	人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例の推進	条例に基づく相談体制の強化、活動への支援、啓発等の実施	政策室
8	多様な性・生き方に関する理解促進	性的指向・性自認など性の多様性を認め、尊重するための意識啓発、情報提供	政策室
9	子どもの権利の周知・啓発	子どもの人権を尊重し、擁護する社会環境を醸成していくための周知・啓発	子ども政策課
10	多様な性・生き方に関する教育の推進	多様な性の尊重など人権教育プログラム等を活用した指導、人権教育推進委員会の開催、人権教育全体計画及び年間指導計画による指導を実施	指導室
11	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止と対策	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、さまざまな虐待に対する防止啓発と適切な支援体制づくり	政策室
12	メディア・リテラシー（情報活用能力）の普及	人権尊重の視点に立ち情報を取捨選択する能力の普及	政策室
13	国際交流事業の推進（新規）	誰もが認め合い、暮らしやすいまちの実現に向けた国際交流事業の実施による多文化共生の推進	政策室
(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援			
14	DV防止のための広報・啓発活動	DVの背景、実態を理解するため、さまざまな機会を通じた広報・啓発活動	政策室
15	デートDV防止に関する啓発	デートDVに関して若年層が主体的に考えることができるよう、予防のための啓発を実施	政策室

	取組み	概要	担当課
16	学校における暴力防止教育	学校教育を通じてどんなことがあっても暴力は許さないという指導を実施	指導室
17	被害者の安全確保	一時保護施設、母子生活支援施設との連携	子ども政策課
18	子どもの安全確保とケア	児童虐待防止のため、DVがある家庭の子どもの安全確保	子ども政策課
			子ども発達支援課
19	被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援	子ども政策課
20	二次被害の防止	関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿への取組み強化	政策室
21	関係機関との連携強化	早期発見・早期対応に向けて、学校、東京都女性相談センターや、医療機関や警察等との連携強化	子ども政策課
22	DVに関する相談窓口の充実と周知	DV相談事業の充実とDVに関する相談先の周知	政策室
			子ども政策課
23	被害者支援のための庁内連携の強化	相談や関係窓口の部署が適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織を通じて連携強化	政策室
			子ども政策課
(4) 法・制度等の周知・普及			
24	男女共同参画のための法・制度の情報提供	国・都からの資料を利用する等、法・制度をわかりやすく情報提供	政策室
25	多様なメディアを活用した情報提供	従来の広報こまめ、ホームページ等に加え、SNS等を駆使した積極的な情報提供	秘書広報室
			政策室
(5) 相談体制の強化			
26	相談窓口の周知と体制強化	女性のためのカウンセリングや婦人相談、人権身の上相談等の周知・充実	秘書広報室
			政策室
			子ども政策課
27	外国語通訳ボランティア派遣	市役所や学校等における手続きや相談、面談等の際に通訳が必要な外国人に対する外国語通訳ボランティアの派遣	政策室
(6) 生涯を通じた心身の健康支援			
28	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の浸透と情報提供	相談事業や啓発物・冊子等での情報提供、普及啓発	健康推進課
29	性に関わる指導の適正実施	生活指導主任会や保健主任会等で性に関わる指導についての協議を実施、各学校において指導計画に基づき発達段階に応じた指導を実施	指導室
30	健康相談の実施	健康相談の実施と充実	健康推進課
31	保健指導の充実	こんにちは赤ちゃん訪問等、さまざまな方法での保健指導の実施と充実	健康推進課

	取組み	概要	担当課
32	各種検診・健康診査事業の充実	心身の健康を保持するための健診及び指導	健康推進課
33	健康管理資料の作成・配布	健康ガイド等の作成、配布	健康推進課
34	スポーツ・レクリエーション活動の推進	体育施設等で各種スポーツ教室等の実施	社会教育課
基本目標 2 子育て・介護を支える環境の充実			
(7) 子育てを支える環境の充実			
35	子育て相談の実施と関係機関との連携強化	市内施設での相談の実施 子育てひろば、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、児童相談所、保健所等関係機関との連携強化	子ども政策課
			子ども発達支援課
			児童育成課
36	多様なニーズに対応した保育サービスの提供	乳幼児保育、産休明け保育、延長保育等の保育サービスの充実	児童育成課
37	一時預かりの実施	一時保育事業、子どもショートステイ事業の実施	子ども発達支援課
			児童育成課
38	障がい児等への支援の充実	障がい児の保育施設及び学童保育における受入の充実、公立保育園での医療的ケア児の受入の検討	児童育成課
39	放課後等の子どもの居場所づくりの充実	小学生クラブ、学童保育所、放課後クラブ、こどもクラブ、児童館、児童センターの充実、放課後子ども教室事業の充実と運営体制の強化 公民館における子どもの居場所事業の実施	児童育成課
			公民館
40	病児・病後児保育事業の実施	病児保育室等の実施により、病気・病気回復期の保育が困難な場合の一時的な保育の支援	子ども政策課
41	待機児対策の推進	認可保育園、認定子ども園、地域型保育等における保育サービスの向上及びその他補助事業の実施 学童クラブの施設整備	児童育成課
42	子育て支援に関する講座の実施	子育て講座の実施や子育て支援に関するセミナー等の開催	子ども政策課
			公民館
43	子育て支援に関する情報提供	子育てガイドブック・ホームページ等を通じた子育て支援情報の提供、子育てサイトの充実	子ども政策課
44	乳幼児・障がい児保育研修の実施	専門家からの指導助言、研修会実施	児童育成課
45	子育て世代の交流の場の提供・支援	母親・父親が気軽に集まり、子どもと一緒に楽しみ交流したり、世代間交流を深めながら子育て相談等をできる場の提供・支援	子ども政策課
			子ども発達支援課
			児童育成課

	取組み	概要	担当課
(8) 介護を支える環境の充実			
46	高齢者の在宅介護サービスの充実	通所介護、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護、短期入所療養介護等サービスの充実	高齢障がい課
47	地域包括支援センターの機能の充実	総合的に福祉サービス等の相談を受けられるように、関係機関との連絡調整・地域ケア会議の開催	高齢障がい課
48	認知症の早期対応に関する支援	認知症の理解促進、初期相談、早期対応に繋げる仕組みの整備	高齢障がい課
49	障がい者の在宅支援サービスの充実	ホームヘルパー派遣制度、緊急一時保護事業、配食サービス、入浴サービス等の充実	高齢障がい課
50	家族介護者への支援	介護に関わる本人、家族、地域住民、専門職の情報交換・交流の場として、家族介護者の会、介護のつどい、認知症カフェ等の活動や相談支援	福祉相談課
			高齢障がい課
51	住宅のバリアフリーの推進	高齢者・障がい者が安全に生活できるように相談窓口における住宅改修サービスや日常生活用具給付の案内	高齢障がい課
52	福祉のまちづくりの普及・推進	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの促進	福祉政策課
53	相談機関との連携	相談支援事業所等との連絡会を開催	福祉相談課
(9) 自立支援・介護予防の促進			
54	あいとぴあセンターの機能の充実	高齢者や障がい者等の活動と地域との関わりを持つ場としてのあいとぴあセンター機能の充実	高齢障がい課
			健康推進課
55	介護予防事業の実施	認知症予防や介護予防活動等の推進	高齢障がい課
56	地域支援事業の実施	通所型サービスB等市民の自主的な運動等の通い場の活動支援	高齢障がい課
57	高齢者の学習機会の提供	多様な講座等の実施	公民館
58	子育て・介護を支えるボランティア等の養成	子育てボランティア講座や認知症サポーター養成講座、認定ヘルパー研修等、地域課題に対応できる力を養う場として講座等を開催	福祉政策課
			福祉相談課
			高齢障がい課
			子ども政策課
			子ども発達支援課
(10) 地域における人材の確保			
59	子育て支援団体への支援	子育て支援を行っている民間団体への情報提供やネットワークづくり等の支援	子ども政策課
60	介護者等の専門職の養成や資質向上のための研修の実施、情報提供	実習生の受入、ヘルパー講習会等の実施、研修等の情報提供	福祉相談課
			高齢障がい課

	取組み	概要	担当課
基本目標3 多様なライフスタイルの実現			
(11) ワーク・ライフ・バランスの推進			
61	労働関係法、育児・介護休業制度等の周知啓発	法律や制度について理解するセミナー実施やパンフレット配布	政策室 地域活性課
62	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	国等の両立支援事業、労働時間の短縮等、ワーク・ライフ・バランスの情報提供、広報・普及啓発	政策室 地域活性課 子ども政策課
63	労働に関する相談の実施やセミナー開催	法律相談等の充実や労働セミナーの開催	秘書広報室 地域活性課
(12) キャリア・ライフデザインの支援			
64	多様な働き方に関する支援	テレワーク、サテライトオフィス等多様な働き方やその成功例等に関する情報提供等	政策室 地域活性課
65	起業支援のための講座等の実施・情報提供	起業に向けた講座の実施、起業相談の情報提供・実施	地域活性課
66	再就職希望者への支援	職業能力開発センター事業等の紹介と講座等の実施	地域活性課
67	職業相談・就職情報提供	ハローワークの紹介、求人情報等の情報提供	地域活性課
68	キャリア形成の支援	スキルアップ講習会等の実施、情報提供	地域活性課
69	社会教育事業の充実(多様なニーズに対応した講座等の実施)	多様な市民ニーズに対応する学習機会の提供、仕事をしている人や子育て中の人に参加しやすい講座の企画	公民館
(13) 男性の家事・育児・介護への参画支援			
70	男性の家事・子育て・介護参画のための情報提供	男性向けの家事・子育て・介護に関する知識習得のための情報提供	政策室
71	プレパパへの支援	ママパパ学級の実施、小冊子等の配布	健康推進課 子ども政策課
72	父親向けの子育て事業等の実施	父親を対象とした子育て講座の実施、交流の場の提供	子ども政策課
(14) 事業者等への情報提供と連携強化			
73	市内事業者との連携強化と働きかけ	事業所の良好な就労環境推進のため、市内事業者への働きかけと連携を強化	地域活性課
74	商工会等との情報交換	商工会との連携を密にし関係団体と随時情報交換	地域活性課

	取組み	概要	担当課
基本目標4 地域社会における男女共同参画の推進			
(15) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進			
75	市政への参画に関する情報提供	市民委員の公募、審議会等の開催予定等について広報、ホームページ等による情報提供、無作為抽出方式による委員募集	政策室
76	審議会、委員会、委嘱委員等における両性の確保	両性の委員を確保し、男女のどちらかの割合が40%を下回らないよう是正措置	政策室
(16) 地域・市民活動における男女共同参画の推進			
77	市民活動団体等への支援や参加促進	市民活動支援センターにおける活動支援や団体情報等を情報誌等に掲載することにより活動を支援するとともに、男性が活動に参加しやすい仕組みを工夫	政策室
78	男女共同参画意識を育むコミュニティ活動の充実	地域センター等での活動、町会・自治会等のコミュニティ活動への参画支援、情報提供	地域活性課
79	地域活動やボランティア等の情報提供と参加促進	情報誌の発行等による地域活動の活動状況の広報、情報提供による参加促進	政策室
			公民館
(17) 男女共同参画の視点による災害対策の推進			
80	防災会議における女性委員の参画促進	防災対策への女性の意見反映のための女性委員の参画促進	安心安全課
81	避難所運営協議会における女性の参画促進	避難所運営協議会への女性の参画を促進し、多様性に配慮した運営を検討	安心安全課
82	多様性に配慮した備蓄品等の整備	多様なニーズの違いや状況に対応するため、それぞれに配慮した備蓄品の整備	安心安全課
基本目標5 男女共同参画実現に向けた体制の強化			
(18) 庁内推進体制の充実・強化			
83	男女共同参画施策推進状況の調査	事業実績の調査と評価を実施	政策室
84	庁内推進体制の充実	男女共同参画推進計画庁内推進本部と推進会議の機能充実	政策室
85	市発行物等における男女共同参画の視点の周知徹底	広報や市発行物、ホームページ等での表現における男女共同参画の視点の周知徹底	秘書広報室
			政策室
(19) 市民等との連携・協働			
86	男女共同参画推進委員会の活動推進	男女共同参画推進委員会の機能や体制の強化、取組みの推進	政策室
87	男女共同参画関係団体への支援・連携	市・事業者や団体・市民の相互交流の促進	政策室

	取組み	概要	担当課
(20) 国や都、他の自治体、関係機関との連携			
88	国、都、他の自治体等の資料収集	国、都、他の自治体等からの資料収集、活用	政策室
89	国・都・区市町村との連携や国・都への法整備の要請	情報交換、他の自治体との広域連携による男女共同参画社会の推進や必要時に応じての国・都への法整備等の要請	政策室
(21) 市役所における男女共同参画の実践			
90	男女共同参画理解のための職員研修の実施	男女共同参画に関する理解を深めるため職員研修を実施	政策室 職員課
91	ワーク・ライフ・バランスの取組みの推進	各職場におけるワーク・ライフ・バランスの取組みの推進	職員課
92	男女共同参画の視点に立った職員配置への配慮	男女共同参画の視点に立った職員配置への配慮	職員課
93	女性管理職の登用の促進	研修等を通じ職員の能力向上を図り、女性管理職の登用を促進	職員課
94	女性職員のメンター制度の実施	女性職員同士がキャリアや子育て等について相談できる機会を創出するため、部署の上司とは別の先輩職員がメンターとなり相談役やアドバイザーを務める制度を実施	職員課
95	ハラスメント防止対策の推進	狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例に基づき、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止及び排除等の取組みを推進	職員課

3. 令和4年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査結果

○目的

狛江市男女共同参画推進計画（以下「計画」という。）の基本理念に基づく「基本目標」を実現するための取組みが、目標達成に向けて実施されていることを確認し、進捗状況を明らかにするものです。

○評価方法

（1）担当課による自己評価

計画に基づく95の取組みについて、施策ごとに各担当課で以下の【評価基準】に基づき、前年度と比較し自己評価を行います。

（2）庁内組織による評価

狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会及び狛江市人権・男女共同参画推進本部において、担当課が行った自己評価の内容について、男女共同参画の視点を踏まえ、点検・評価するとともに、以下の【評価基準】に基づき、施策の全体評価を行います。

【評価基準】

A	充実・強化 (前年度から取組みが充実・進展し、男女共同参画の視点においても十分な成果があった。)
B	前年度同様 (前年度と同様の内容で取組みを実施し、男女共同参画の視点においても概ね成果があった。)
C	あまり進捗していない・縮小 (前年度から取組みが後退し、男女共同参画の視点においても課題が残る。)
D	全く進捗していない・未実施

○評価の内訳

各基本目標の評価内訳は下記の表の通りとなりました。

	施策の全体評価		担当課ごとの評価			
			A	B	C	D
基本目標1 個人として尊重される 社会の形成	(1)	B	2 (9.0%)	20 (90.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	(2)	B				
	(3)	B				
	(4)	B				
	(5)	B				
	(6)	B				
基本目標2 子育て・介護を支える 環境の充実	(7)	B	0 (0%)	14 (93.3%)	0 (0%)	1 (6.7%)
	(8)	B				
	(9)	B				
	(10)	B				
基本目標3 多様なライフスタイルの 実現	(11)	B	1 (9.1%)	10 (90.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	(12)	B				
	(13)	B				
	(14)	B				
基本目標4 地域社会における 男女共同参画の推進	(15)	B	0 (0%)	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	(16)	B				
	(17)	B				
基本目標5 男女共同参画実現に 向けた体制の強化	(18)	B	0 (0.0%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	(19)	B				
	(20)	B				
	(21)	B				
合計			3 (5.1%)	55 (93.2%)	0 (0%)	1 (1.7%)

※各基本目標における施策ごとの担当課数で集計しています。

○令和4年度の総括

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大によるまん延防止重点措置が解除され、多くの部署において引き続き感染症対策を講じた上での対応やオンラインを活用するなど、コロナ禍以前のように各種事業が実施され、概ね順調に進捗しているものと考えられます。

基本目標1「個人として尊重される社会の形成」

男女共同参画意識の醸成等の取組については、概ねコロナ禍以前のように実施することができており、新たに人権啓発誌の全戸配布や講演会の実施、東京都パートナーシップ制度の市制度への適用など人権の尊重する意識の醸成にも取り組むことができました。また、産後ケア事業の拡充やがん検診の受診者数の増加等生涯を通じた心身の健康支援に取り組みました。母子・父子自立支援員、婦人相談員や児童相談などの相談件数が増えています。引き続き関係機関と連携しながら必要な支援につなげていきます。

基本目標2「子育て・介護を支える環境の充実」

子育てを支える環境の充実に向けて、子ども家庭支援センターでの保護者の気持ちに寄り添いながらの相談や保育サービスコーディネーターによる保育サービスの円滑な利用につなげるための相談を行うなど必要な支援につなげることができました。また、放課後児童対策として定員の増員を行うことにより、待機児童数は減らすことができ、翌年度の定員増に向けた取組も行っていますが、申請者数の増加により依然として待機児童解消には至っていないため引き続き取り組んでいく必要があります。

また、保育サービスコーディネーターへの相談や子育て関係や認知症関係の講座などオンラインで実施するなどの参加しやすい環境の充実を図ることができました。

基本目標3「多様なライフスタイルの実現」

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナー等について、内容の充実

や多様な参加方法により参加者を増やすことができました。男性の家事・育児・介護への参画支援に向けて、ママパパ学級の土曜日開催日を設け、父親が参加しやすい環境を作ることにより、父親による育児参加への意識啓発につなげることができました。しかしながら、日本における子育て期の家事・育児時間の夫婦差は大きく、国際的に比較しても男性の家事・育児への参画は少ない。興味、関心がない無意識の常識を個人レベルで見つめ直し、今後、男性が参画する意識付けができるよう取り組んでいく必要があります。

基本目標 4 「地域社会における男女共同参画の推進」

政策・方針決定過程における男女共同参画の推進においては、公募市民委員のみを見ると、女性が男性の人数を上回っていますが、全ての審議会等の委員でみると女性の割合が50%を下回っており、両性の委員の確保については、引き続き取り組んでいく必要があります。

基本目標 5 「男女共同参画実現に向けた体制の強化」

市役所における男女共同参画の実現については、男性の育児休業取得率の向上や女性管理職の登用など、男女共同参画の実現に向けて取り組んでいます。育児休業取得率が男性・女性ともに100%となりましたが、管理職及び係長職の女性の割合は、全体の女性職員の割合と比較して低い状況にあります。また、時間外勤務平均時間は依然として目標とする100時間を超過しています。職員のワーク・ライフ・バランスを実現させ、仕事と生活を両立することができる職場環境を創出する必要があります。

○令和4年度推進状況

基本目標1 個人として尊重される社会の形成

方向性	<p>全ての人が生まれながらにして持っている、個人として尊重され人間らしく生きる権利を守るためには、家庭、学校等あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認等の他、いかなる理由においても差別等のない生きやすいまちの実現が求められています。人権を尊重することは、男女共同参画社会において基礎となることから、幼少期からの若い世代、また、その家庭や学校等における意識の醸成を図ります。</p> <p>配偶者等からの暴力やデートDV、セクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であり、依然として深刻な社会問題となっていることから、関係機関と連携し、被害の防止と被害者への支援を進めます。</p>
施策	(1)家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成 (2)人権を尊重する意識の醸成 (3)配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (4)法・制度等の周知・普及 (5)相談体制の強化

(1)家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成

施策の全体評価…B

取組みNo.	2	担当課	秘書広報室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>各担当部署から、家庭・学校・地域等における男女共同参画意識の醸成につながる情報提供を広報こまや市ホームページ等で発信した。 人権に関する問題や、家庭や子どもに関わる事業、高齢者向け事業、障がいのある方向けの事業や相互理解促進事業等の周知を行った。</p>				<p>前年度と同様に周知活動を行うことができたため。</p>	

取組みNo.	1・2	担当課	政策室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>男女共同参画推進委員会で開催した「男女共同参画推進フォーラム」において「自分らしく生きるために～無理をしないで一歩ずつ～」をテーマに家田荘子さんによる講演会を行った(来場者59人)。 男女共同参画推進委員会が作成する男女共同参画推進委員会だよりについては、令和3・4年度の委員会での重点テーマである「ライフデザイン」の他、男女共同参画の推進につながる内容を取り上げ、市内公共施設等への配架や町会・自治会の回覧等により情報提供を行った(発行回数:1回、発行部数:約1,700部)。 また、ライフデザインをテーマにパネル展を開催し、その中で絵馬で願掛けをしてもらう「バケットリスト～死ぬまでにやり遂げたいこと～」を実施した(参加者63人)。</p>				<p>市民への啓発の機会となるフォーラム(講演会)を実施し、講演会後のアンケートでは「自分らしく前を向いて歩いていきたいと思います」や「一歩踏み出してみようと思いました」等々、好意的な意見を多数いただいた。また、パネル展の開催、情報誌の発行・配布等を行い、男女共同参画に対する市民意識の醸成に寄与したため。</p>	

取組みNo.	4	担当課	高齢障がい課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>高齢者に関する施策及びサービスをまとめた「シルバーガイドブック」の記載内容を最新情報に更新し、窓口での配布及び市ホームページへの掲載を行った。 障がい者(児)に関する施策及びサービスをまとめた「障がい者(児)福祉のしおり」の記載内容を最新情報に更新し、窓口での配布及び市ホームページへの掲載を行った。</p>				<p>記載内容を最新情報に更新し、窓口での配布及び市ホームページへの掲載を行った。</p>	

取組みNo.	4	担当課	子ども政策課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>民間企業との協働により作成している子育てガイドブックについて、令和4年度も引き続き配布し、子育てに関する各種サービスの周知を行った。 父親向けの育児冊子として、(一社)日本精神科看護協会が発行しているパパカードの配付を行い、父親の育児参加を図った。</p>				<p>計画に沿って各種事業は概ね実施できており、子育てサービスに関する情報を各種媒体により子育て世帯に対し引き続き周知することで、サービスの利用等子育て家庭への支援につなげたため。</p>	

取組みNo.	5・6	担当課	指導室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>固定的な役割意識に囚われない多様な生き方をデザインできるように、各学校において特別の教科道徳や学級活動における係活動等の場面において指導を実施した。文部科学省及び東京都教育委員会の男女共同参画週間に係る通知を各学校に送付し、教職員に周知することとおし、男女共同参画の視点から各学校が慣例で実施してきた取組みを見直した。</p>				<p>特別活動等や通知内容の周知をとおし、児童・生徒や教員の男女共同参画意識の向上につながったため。</p>	

取組みNo.	1	担当課	公民館	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>育児中の女性が子育てや社会について学び、集うことを目的とした子育てセミナー「子育てのエッセンス」を全7回(参加者延60人)開催した。保護者の交流の場と保育者への保育の相談の場として「いきいき子育てルーム」を全45回(参加者延362人)実施した。また、子育て中の人の活動を促すための「学習グループ保育」は、48回の保育と7回の会議を行い、保育は延168人の子ども、会議は延62人が出席した。</p>				<p>「子育てセミナー」の募集時期が新型コロナウイルス感染症の感染者が著しく増加する時期と重なったことから開催時期をずらし、回数減による内容見直しも行った上で「子育てのエッセンス」を実施し、保育に関する学びの中で男女共同参画意識の醸成に寄与することができたため。</p>	

取組みNo.	3	担当課	図書館	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>図書館で所蔵する男女共同参画関連図書について、集中展示と図書目録の作成を行った。 令和4年度は6月29日から7月25日まで関連図書41冊を展示したことに加え、7月27日から8月29日までSDGs関連展示「5.ジェンダー平等を実現しよう」においても関連図書23冊を展示し、市民への情報提供と学習機会の創出に努めた。</p>				<p>展示の機会は昨年度より拡充したが、例年とほぼ同様の内容で取組を実施し、関連図書の展示及び貸出により、市民が男女共同参画について学習し認知を深めることにつながったため。</p>	

(2)人権を尊重する意識の醸成

施策の全体評価…B

取組みNo.	7・8・11・12・13	担当課	政策室	評価	A
取組内容				評価理由	
<p>市民の人権意識醸成を目的に、狛江市人権啓発誌「かんがえよう 自分のことみんなのこと」を作成し市内全戸及び各公共施設等に配布した。 また、スマイリーキクチさんを講師にお招きして人権啓発講演会「インターネットと人とのかかわり合い～withコロナの時代、SNSの中傷と対策を考える～」を開催し、インターネット上での人権侵害について、自身の体験を織り交ぜながら御講演いただいた(参加者45人)。 東京都パートナーシップ宣誓制度における受理証明書の活用を市制度にも適用することとし、高齢者住宅の入居者の資格や市職員の育児休業、介護休暇等への適用に向けて条例改正を行った。 また、庁内研修「人権・男女共同参画研修(職員課共催)」において、LGBTQハラスメントによる人権侵害の事例紹介やハラスメントを起こさないための意識付けなどを行った(受講者23人)。 多文化共生に向けて、国際交流協会による各種事業を再開することにより、多文化に対する理解促進に取り組むことができた。</p>				<p>人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例を推進するため、新たに人権啓発誌の作成・発行し、市内全戸に配布するとともに、人権啓発講演会の開催により、広く市民の人権意識醸成を図ることができた。</p>	

取組みNo.	9	担当課	子ども政策課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>子どもの権利を尊重し、擁護する意識を醸成するため、子どもの権利条約について、ポスターを掲示する等、周知を図った。また、(仮称)子ども条例について、令和5年度からの検討着手に向けて策定手順の検討を行った。</p>				<p>ポスター掲示等により周知を図ることで、子どもの権利擁護の意識醸成につながったため。</p>	

取組みNo.	10	担当課	指導室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>各学校で年間指導計画に基づき、東京都教育委員会が発行する人権教育プログラムを活用する等、多様な性・生き方に関する教育についての指導を行った。人権教育推進委員会を年2回開催し、各校の人権教育の推進状況の情報共有を行うとともに、全校の取組みを取りまとめた。</p>				<p>人権教育プログラム等を活用し、教職員が人権尊重の視点をもって児童・生徒の指導を行うことにより、人権を尊重する意識の醸成につながったため。</p>	

(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

施策の全体評価…B

取組みNo.	14・15・20・22・23	担当課	政策室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>DV防止等の周知について、市ホームページに掲載した他、庁舎の女性トイレ等に女性のためのカウンセリングの案内カードや都が発行した啓発カード等を配架することで情報が必要な方が手に取りやすい環境作りを配慮した。</p> <p>広報等で女性のためのカウンセリングの周知を行い、延べ42件の相談を受けた。</p>				<p>家族関係や人間関係、自身の性格等、様々な事情により悩みを抱えている女性に対し、カウンセリングの場を提供することで相談者の支援につなげるとともに、啓発物等を市民の手に取りやすい環境に配慮し配架等を行ったため。</p>	

取組みNo.	17・18・19・21・22・23	担当課	子ども政策課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>令和4年度の母子・父子自立支援員・婦人相談員による相談総数は880件と、令和3年度と比較して増加した。また、定例ケース会議等の関係連絡会等への参加により情報共有に努めた。また、母子家庭等の自立支援事業として、母子・父子自立支援プログラムを4件作成、高等職業訓練促進給付金を7件、高等職業訓練修了支援給付金を2件、教育訓練給付金を2件支給した。また、ひとり親家庭のしおり等で事業の周知を行った。</p>				<p>計画に沿って各種事業は概ね実施でき、関係各課と連携することで、DV家庭の安全の確保や自立の支援につなげたため。</p>	

取組みNo.	18	担当課	子ども発達支援課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>児童相談受案件数(養育困難、特定妊婦等を含む。)は、令和3年度は209件、令和4年度は216件で微増となったが、児童相談所や関係機関と連携を図りながら児童虐待の早期発見・早期解決に努めた。関係機関との連携強化を図るため、子ども家庭支援ネットワーク会議の代表者会議を1回、実務者担当会議を2回実施(代表者会議:参加者26人、実務者会議:参加者59人)するとともに、月に1回定例ケース検討会議を実施し、ケースに関わりのある機関の職員や多摩児童相談所職員などと情報共有や支援方針の確認を行った。また、いじめや虐待等で悩んでいる子ども達が自ら相談できるよう相談先を記載したSOSカードを市立小・中学校に在籍する全児童・生徒に配布した(小学校3,779枚、中学校1,417枚)。</p> <p>虐待を防止するため、「ほめる効果的なしつけ」を学ぶコモンセンスペアレンティング講座を連続講座7日間を1クール(参加者4人)、単発講座を1回(参加者6人)、オンラインにより実施した。</p>				<p>児童虐待全般に対して、関係機関と連携を図りながら早期発見、早期対応を行ったこと、子ども自らが相談できるよう児童・生徒に対しSOSカードを配布したこと、また、しつけに関する講座を実施したことなど虐待防止への啓発を図ることができたため。</p>	

取組みNo.	16	担当課	指導室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>学校における暴力防止教育について、すべての学校で教育活動全体を通して、暴力は許されないことであるという指導を行った。</p> <p>教職員に対しては、東京都教育委員会が設定する7・8月の服務事故防止月間で「児童生徒性暴力等の防止」をテーマに各学校で研修を実施した。</p>				<p>教職員への東京都教育委員会からの「ふくむニュースレター」の回覧を行うとともに、教職員に対する児童生徒性暴力等の防止研修を実施し、当事者意識の醸成につながったため。</p>	

(4) 法・制度等の周知・普及

施策の全体評価…B

取組みNo.	25	担当課	秘書広報室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>担当課において実施している男女共同参画推進に関する取組について、広報こまへ・市ホームページ等において周知を行った。</p>				<p>前年度と同様に周知活動を行うことができたため。</p>	

取組みNo.	24・25	担当課	政策室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>国や都の男女共同参画に係る相談制度について、市ホームページだけでなく人権啓発誌等も活用し広く周知を図った。</p> <p>その他、年間を通して国や都の資料やポスターについて庁内で配架・掲示した。</p>				<p>全戸配布した人権啓発誌において国や都の男女共同参画に係る相談制度を周知することで、情報が必要な方だけでなく普段は意識していない方に対しても啓発することができたため。また、年間を通じた資料配架やポスター掲示等により人権侵害行為等の周知に取り組むことができたため。</p>	

(5)相談体制の強化

施策の全体評価…B

取組みNo.	26	担当課	秘書広報室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>毎月1日号の広報こまめに市民相談の周知を行った。 毎月第1・3・5水曜日にカウンセラーによるカウンセリング・心の相談を実施した(相談件数83件)。 また、法律に関する様々な問題に関してお困りの方を対象に法律相談を実施した(相談件数406件)。</p>				前年度と同様に相談を実施できたため。	

取組みNo.	26・27	担当課	政策室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>毎月第2・4水曜日にカウンセラーによる女性のためのカウンセリングを実施し、6月と11月には夜間カウンセリングも実施した(相談件数42件)。人権身の上相談については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度は中止としたが、令和4年度から再開し、広報こまめ、市ホームページへの掲載、人権パネル展等で人権、相談窓口の周知を行った。 日本語での意思の伝達が困難な者と行政機関等との間で行われる手続、相談又は面談が的確な意思の伝達に基づいて行われるように、通訳が必要な外国人に対して通訳ボランティアを派遣した(13件)。</p>				女性のためのカウンセリングでは、悩みを抱えている女性に対して、カウンセリングの場を提供することで相談者の支援に繋げることができたため。	

取組みNo.	26	担当課	子ども政策課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>母子・父子自立支援員、ひとり親家庭等専門相談員による相談窓口を設置することで、女性やひとり親家庭の方への相談に応じるとともに、関係機関と連携して必要な支援を行った。また、ひとり親家庭のしおりや民間企業との協働により作成した子育てガイドブックにより各種情報提供を行った。</p>				計画に沿って各種事業は概ね実施できており、関係機関と連携することで、DV家庭の安全の確保や自立の支援につなげたため。	

(6)生涯を通じた心身の健康支援

施策の全体評価…B

取組みNo.	28・30・31・32・33	担当課	健康推進課	評価	A
取組内容				評価理由	
<p>妊娠期から保健師等の専門職が関わり、各家庭に応じた支援を切れ目なく実施していく基盤作りのために面談、訪問、ママパパ教室、ファーストバースデーサポート事業を実施した(妊婦面談事業(ゆりかご泊江)426件、こんには赤ちゃん訪問489件、ファーストバースデーサポート事業回答数610件)。 また、産後ケア事業、多胎児移動支援事業といった育児負担の軽減を図る事業も継続して実施しており、産後ケア事業についてはショートステイを新たに開始、制度を拡充した(産後ケア事業申請数156件、利用回数デイ76件、ショート68件、多胎児移動支援事業申請数1件、利用回数1件)。 妊産婦歯科健康診査は令和3年度から泊江市歯科医師会に委託して個別健診となっている。案内は妊娠届時に渡している母と子の保健バッグ、3～4か月健診のお知らせに同封、ホームページ等でも案内している。令和4年度の受診者は228件で、内訳は妊婦が158件、産婦が70件となっている。 特定健康診査では40歳以上の泊江市国民健康保険加入中の方、健康診査では75歳以上の後期高齢者医療制度加入中の方及び生活保護を受給中の40歳以上の方を対象として実施。特定健康診査の受診者は51.4%(令和5年5月25日時点速報値)、健康診査の受診率は53.0%(後期)、33.5%(生保)となっている。 がん検診の受診者数は胃がん検診1,317人(うちバリウム検査1,252人、胃内視鏡検査65人)、肺がん検診1,578人、大腸がん検診4,499人、乳がん検診1,167人、子宮頸がん検診1,231人となっている。 歯周病検診は、40歳以上の市民を対象とし特定健康診査や健康診査の対象者には個別通知を行い、ホームページ、自治会、市内掲示など周知を図った。健康相談については、専門職が電話や面談にて随時相談を行った。 「令和4年度版けんこうガイド」は、町会・自治会へ1,730部回覧の依頼を行った。市内調剤薬局22か所に各20部、地域センターや児童館にも活用していただけるように30部配布し設置依頼をした。(発行回数:1回、発行部数:32,000部)。</p>				<p>新型コロナウイルス感染症拡大予防対策をとりながら概ね予定どおり事業を実施することができたため。 産後ケア事業については、ショートステイを開始し制度の拡充を図ることができたため。 妊産婦歯科健康診査は、妊婦の受診者は増えており、産婦の受診者は前年度より増えているが、件数的には低い状態である。 特定健康診査は令和3年度受診率(確定値)が53.1%で-1.7%、健康診査は53.7%で-0.7%(後期)、33.2%で+0.3%(生保)という受診率となっている。 がん検診では5つのがん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん)において、受診者数が前年より増加しているため。 歯周病検診の受診率は令和4年度は0.5%と徐々に上がりつつある。 各種健康診査の充実を図ることを通し、市民の健康支援につながったため。</p>	

取組みNo.	29	担当課	指導室	評価	B
取組内容			評価理由		
<p>各学校において性に関わる指導については、体育科・保健体育科の保健領域・分野において年間指導計画に基づき体の発達だけではなく、心の成長と異性との関わりについても指導を行った。また、生活指導主任会等の場において適宜情報提供を行った。また「児童生徒性暴力等の防止」のため、東京都教育委員会からの依頼を受け、児童・生徒向け「相談シート」を配布し、児童・生徒が性暴力の被害に悩まず相談できる体制を整えた。</p>			<p>各学校において、年間指導計画に基づいた指導を実施することができ、また従前の内容に加え、性暴力等防止に関する取組みを推進することができたため。</p>		

取組みNo.	34	担当課	社会教育課	評価	B
取組内容			評価理由		
<p>「少年少女スポーツ大会(参加者761人)」、「市民スポーツ大会(参加者1,841人)」、「少年少女スポーツ教室(参加者361人)」、「成人スポーツ教室(参加者146人)」、「スポーツレクリエーション大会(参加者1,158人)」、「健康づくり運動講座(高齢者向け参加者26人、親子向け参加者16組)」を実施した。</p>			<p>新型コロナウイルス感染症の影響で一部事業が中止となったが、感染対策を行いながら可能な限り事業を実施し、生涯スポーツの推進、生きがいをづくりにつなげることができたため。</p>		

基本目標2 子育て・介護を支える環境の充実

方向性	<p>近年、働き方改革が進む中で、子育てをする父親の姿を目にすることも多くなってきましたが、現在も、男性の多くは仕事優先の生活となっており、家庭の役割の主な担い手は依然として女性となっています。また、子育てと介護を同時に担う「ダブルケア」や高齢者虐待の要因の1つとも考えられる、認知症や介護に伴う過度の負担も問題となっています。</p> <p>子育て・介護を支える環境の充実、ワーク・ライフ・バランスの実現にもつながることから、いつでも、誰もが安心して子どもを産み育てることができる子育て環境や介護負担の軽減につながる環境整備を行うとともに、地域活動や就労など自らの望むバランスを実現できる社会を目指します。</p> <p>子育て、介護に関する市の関連計画を推進し、男女がともに、子育てや高齢者・障がい者等の介護・介助を担えるよう地域全体での支援にも目を向けていきます。</p>
施策	(7)子育てを支える環境の充実 (8)介護を支える環境の充実 (9)自立支援・介護予防の促進 (10)地域における人材の確保

(7)子育てを支える環境の充実

施策の全体評価…B

取組みNo.	35・40・42・43・45	担当課	子ども政策課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>保護者が保育サービスを円滑に利用できるよう保育サービスコーディネーターを配置し、相談を受けるとともに、個々の状況に応じた保育サービスの情報提供を行っている。他部署とも連携し、情報共有を行うことで支援につなげている。令和4年度の相談件数は271件(令和3年度296件)となり、令和3年度途中から実施しているオンライン相談については、うち17件の相談があり、来庁する時間が比較的取りにくい子育て世帯について、時間や場所に捉われない相談の場を提供することができた。</p> <p>すこやか保育室による病児・病後児保育を実施したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、年間利用者数は延べ64人に留まった。</p> <p>また、民間のベビーシッター事業者等による訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した際の利用料を助成する事業について、4件の利用があった。</p> <p>親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”を3回(参加者:計25人)、ノーバディーズパーフェクトプログラムを2回開催し(参加者:計13人)、子育て世帯の不安等の解消及び交流の場とした。また、子育て講座をオンラインをメインに全3回開催した(参加者計26人)。第3回目の講座についてはオンラインと対面を交えて全3回の連続講座として実施することで、子育てに関する不安等の解消につなげた。</p> <p>子育て中の方への情報発信のツールの1つとして、こまえ子育てねっとやスマイルぴーれをはじめとした子育てポータルサイトの運用を行った。適宜記事の更新や最新の情報発信に努めるとともに、スマイルぴーれについては、月1回サイト会議を開催し、SNSの活用方法等、情報発信についてメンバーで議論しながら行った。</p>				<p>各事業とも概ね計画に沿って実施できており、子育てサービスに関する情報を各種媒体により子育て世帯に対し引き続き周知することで、サービスの利用等子育て家庭への支援につなげたため。</p> <p>保育サービスコーディネーターによる相談についてはオンラインにより実施するなど、相談環境の充実を図り、また、各種子育てに関する講座をオンラインを含めて開催することで、子育て家庭の不安の解消やストレスの軽減を図ることができたため。</p> <p>病児保育については、新型コロナウイルスの影響により令和3年度に引き続き利用者数は少なかったが、病気・病後回復期の保育が困難な場合の一時的な保育の支援につながっている。</p>	

取組みNo.	35・37・45	担当課	子ども発達支援課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>子ども家庭支援センターの子育てひろばでは育児や家庭に悩みを持つ保護者に対し、気持ちに寄り添いながら909件の相談に対応した。また、どこに相談したらいいのか分からない方やゆっくり話をしたい方のための総合相談窓口では、161件の相談を受理し、44件を関係機関へつないだ。また、気持ちの相談では67件の相談に対応した。</p> <p>子育てひろばでは、延19,985人の利用があり、子どもを遊ばせながら、親同士の間合いや出会いの場となった。また、子ども家庭在宅サービスでは、一時保育事業が83件、ショートステイが25件、育児支援ヘルパーの利用が277件あり、育児や家事の負担軽減につながった。</p>				<p>敷居の低い相談窓口、様々な子ども家庭在宅サービスの提供、子育てひろばを通じた保護者同士の交流促進等を実施し、地域での仲間づくり、保護者の育児不安や育児負担の軽減、児童虐待の未然防止等につながったため。</p>	

取組みNo.	35・36・37・38・39・41・44・45	担当課	児童育成課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>児童館・児童センターにおける子育てひろば事業は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、相談へつなげる機会の確保に努めた(岩戸児童センター延3,532人、和泉児童館:延1,925人、北部児童館:延5,284人、計10,741人)。新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ園庭開放を実施し、必要に応じ、子育て家庭へ相談等を実施した。</p> <p>昨年度に引き続き、産休明け保育、延長保育及び一時保育を実施した。保育園では、認可保育施設へ入所内定が出た障がい児については、園の職員配置等調整及び受入れにあたって保護者との面談等を実施した上で、入所決定を行っている。学童クラブの障がい児受入れについては、入所者決定の時点で各学童クラブと職員配置等調整を行い、入所決定を行っている。医療的ケア児の受け入れに向けて「医療的ケア児の保育所受入れガイドライン」作成、「狛江市医療的ケアを必要とする児童に対する保育の実施に関する要綱」策定、「医療的ケア実施等検討会議」を開催し、検討を行った。</p> <p>令和4年4月1日より第一小学校放課後クラブの定員を50名から80名に増員し待機児対策を行った。また、令和5年度に向け、和泉小学校放課後クラブの定員増や民間活力を活用した第二中学校内に時限的なこどもクラブの開設に必要な準備等を行った。</p> <p>令和3年度に引き続き、令和4年度においても、家庭的保育事業の小規模保育事業化及び弾力化運用によって定員増を行ったほか、引き続き東京都のベビーシッター利用支援事業(事業者連携型)を実施した。</p> <p>また、学童の待機児童対策として小学生低学年を対象としたベビーシッター利用支援事業を行ったが、利用実績は0件であった。</p> <p>その他、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら合同研修を実施した。また、子どもの居場所づくりの推進として、常設プレーパーク週4回の実施により13,900人の利用があった。</p>				<p>一部、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした事業もあるが、前年度と同程度の水準を引き続き維持できた。保育園では、令和5年4月1日現在の待機児が前年度の18人と変わらなかった。学童クラブについては和泉小学校放課後クラブの定員を増員や猪方こどもクラブの開設により、令和4年4月1日現在での待機児数が151人であったが、令和5年4月1日現在では124人となり、待機児対策の促進を図ることができた。プレーパークについては令和6年度目標の年間利用者数13,000人を令和3年度に達成することができたため。</p>	

取組みNo.	39・42	担当課	公民館	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>学校一斉閉庁期間に合わせて「学び」、「遊び」、「体験」を通し、子どもの居場所づくりを行う機会として「夏休み子ども・中高生スペース」を5日間(参加者延340人)開催した。</p> <p>育児中の女性が子育てや社会について学び、集うことを目的とした子育てセミナー「子育てのエッセンス」を全7回(参加者延べ60人)開催した。保護者の交流の場と保育者への保育の相談の場として「いきいき子育てルーム」を全45回(参加者延362人)実施した。また、子育て中の人の活動を促すための「学習グループ保育」は、48回の保育と7回の会議を行い、保育は延168人の子ども、会議は延62人が出席した。</p>				<p>新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもの居場所づくりと子育て支援に関する講座の実施に努め、子育てを支える環境の充実に寄与することができたため。</p>	

(8) 介護を支える環境の充実

施策の全体評価…B

取組みNo.	52	担当課	福祉政策課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>市内に狛江市福祉基本条例に規定する都市施設を整備しようとする者に対し、条例に基づく福祉環境整備基準の遵守をお願いした。その結果、エレベーターのかご内での十分なスペースが確保され、便所等においてベビーチェアの設置が実現されたことにより、子育て環境や介護負担の軽減につながる環境整備につながることができた。</p> <p>また、みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金について周知をし、共同住宅のエントランスの床を滑りにくい仕様にする改修工事及び共同住宅の階段に手すりを取り付ける改修工事に対する補助を行い、福祉のまちづくりに貢献をした(助成実績:2件)。</p>				<p>前年度事業の継続のため。</p>	

取組みNo.	50・53	担当課	福祉相談課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>介護に関わる情報交換・交流の場については、高齢者見守り相談窓口である2箇所のごまほっとシルバー相談室(狛江団地・多摩川住宅)において、高齢者を中心に多世代が集う活動や、高齢者の居場所作り等に取り組んだ。また、65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯を対象とした、専門職による生活実態のアセスメントの実施について、情報収集を行うとともに、家族や親族による来所、電話、訪問による相談を受け、家族介護者への支援に努めた。</p> <p>相談支援事業所等との連絡会については、毎月2回、市内の相談支援事業所3箇所、市福祉相談課相談支援係の障がいケースワーカーが集まり、情報交換や事例報告を通じて地域課題の整理・共有を行い、障がい者支援における連携体制づくりを行った。</p>				<p>感染防止対策に配慮しながら、家族介護者への支援に努めたため。また、相談支援事業所連絡会による連携体制を維持すること等により、介護者の支援につなげたため。</p>	

取組みNo.	46・47・48・49・50・51	担当課	高齢障がい課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>令和4年度は、小規模多機能型居宅介護1カ所及び看護小規模多機能型居宅介護1カ所の地域密着型サービス事業者の公募を2回行った。1回目の公募で応募がなかったことから、2回目の公募の際、整備周知について、チラシを作成し、不動産業会団体へ周知依頼を行った。</p> <p>高齢者個人への支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とした地域ケア会議である個別ケア会議(17回)、地域ケア会議幹事会(4回)、地域課題検討会議(2回)を開催し、地域課題の抽出及び解決策の検討を行った。</p> <p>認知症の早期対応に関する支援として、認知症の初期相談、早期対応につなげるための認知症簡易チェックサイト事業(アクセス数2,302件)、年6回の認知症サポート医によるもの忘れ相談会(相談件数計17件)等を実施した。</p> <p>訪問入浴サービスは、重度障がいのある者の生活を支援するため、実利用者3名に延144回の訪問入浴サービスを提供した。</p> <p>ホームヘルパー派遣は、在宅の障がい者の食事等の介護を行うため、実利用者151名にホームヘルパーを派遣した。</p> <p>緊急一時保護事業は、在宅の障がい者を介護している者が疾病等の理由により介護が困難な場合に、障がい者を一時的に保護する事業の利用が102件あった。</p> <p>家族介護者への支援は、毎月4会場で開催する家族介護者の会(参加者数計180人)、年6回の家族介護者教室(参加者数計91人)、オンライン認知症を考えるつどい(参加者数48人)を開催した。認知症カフェは、屋外型の1会場(参加者数計414人)を毎月定期開催するとともに、従来の屋内型の1会場(参加者数計16人)を2回開催した。</p> <p>高齢者の自立支援住宅改修事業の給付実績は16件、高齢者自立支援日常生活用具の給付実績は47件であった。</p> <p>障がい者の住宅設備の改善に係る給付実績は1件であった。</p>				<p>認知症関連事業において、オンラインでも講座を受講できる環境を整えたため。</p>	

(9)自立支援・介護予防の促進

施策の全体評価…B

取組みNo.	54・55・56	担当課	高齢障がい課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>【54 あいとびあセンターの機能の充実】</p> <p>老人福祉センターは、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、令和3年度と同様に高齢者浴場の使用停止を行い、利用者数は、3,456名に留まった。</p> <p>【55 介護予防事業の実施】</p> <p>介護予防事業は、新型コロナウイルス感染症が収束しない中で、介護予防普及啓発事業(参加延人数1,240名)をハイブリッド方式で実施した。また継続事業として、うんどう教室(参加延人数839名)、口腔ケア講座(参加延人数50名)、認知症予防講座(参加者数15名)、あおぞら健康講座(参加者数16名)を実施した。</p> <p>【56 地域支援事業の実施】</p> <p>住民主体の通いの場である通所型サービスB事業(会員数182名)は、既存の12の団体の運営支援を継続した。</p>				<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響で老人福祉センターの利用者は減少傾向にあるが、介護予防事業については、ハイブリッド開催等、各事業ごとに工夫を凝らした事業の展開を行うことができたため。</p>	

取組みNo.	54	担当課	健康推進課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>介護予防につながる取組として健康教育を実施した。参加人数は、運動教室26人、歯科講演会22人、生活習慣予防講演会8人、糖尿病予防講演会31人、がん予防講演会19人、骨密度測定会&骨の栄養相談141人であった。</p>				<p>市民に対して、介護予防につながる取組として健康教育を実施できたため。</p>	

取組みNo.	57	担当課	公民館	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>こまえ市民大学を全22回(参加者延859人)、市民ゼミナールを全8回(参加者延60人)、スマホ講座を全9回(参加者延76人)を開催した。</p>				<p>休館期間を除いて平成31年度と同程度の事業内容で、人生100年時代に向けた学びや地域課題の解決のきっかけを提供できたため。</p>	

(10)地域における人材の確保

施策の全体評価…B

取組みNo.	58	担当課	福祉政策課	評価	B
取組内容	<p>福祉カレッジを開催し、19人が受講、17人が修了した。カリキュラムには新たなテーマとして「外国籍の方々への支援・やさしい日本語の必要性」と「LGBTQの方々への理解・地域住民としてできること」を加えた。講師は市民活動で活躍されている方や当事者の方に依頼し、体験談なども踏まえ実践的なものとした。</p> <p>また、福祉カレッジを通し感じた地域における課題について検討し、課題解決のための取組みを企画としてまとめた。講座終了後もその企画を実現するため、コミュニティソーシャルワーカーが伴走支援を行っている。</p>			評価理由	<p>修了者は、既存の地域活動者やシニア世代の参加が多く、新たな地域活動者を発掘することが難しかったため。</p>
取組みNo.	58・60	担当課	福祉相談課	評価	D
取組内容	<p>実習生の受入れについては、受入れ体制が整っていないことから、実施を見送った。</p>			評価理由	<p>実習生の受入れは未実施だったため。</p>
取組みNo.	58・60	担当課	高齢障がい課	評価	B
取組内容	<p>子育て・介護を支えるボランティア等の養成は、認知症サポーター養成講座を2回実施し、約250人が参加した。</p> <p>また、高齢者に家事援助を提供する訪問型サービス事業所の担い手となる狛江市認定ヘルパーについて、養成研修を2回実施し、17人が参加した。</p> <p>高齢者に家事援助を提供する訪問型サービス事業所の担い手となる狛江市認定ヘルパーについて、養成研修を3回実施し、32人が参加。</p> <p>障がい福祉人材の養成については、昨年度まで市で研修を実施していたが、令和4年度より、要綱に定める研修を受講者が選択し、市が費用を一部負担する方式へと変更した。これにより受講者の選択の自由化を図り、1人の利用があった。</p>			評価理由	<p>養成研修の実施により介護を支える人材の育成を図ることができたため。</p>
取組みNo.	58・59	担当課	子ども政策課	評価	B
取組内容	<p>子育てボランティア講座を実施することで(参加者2人)、地域における子育て力の向上を図った。また、地域で子育て支援活動を行っている団体同士につながりを持たせることで、共通認識を持った活動や団体同士の情報共有を図ることができるようにまえば1234と合同にて団体交流会を開催した。</p>			評価理由	<p>ボランティア講座の開催や団体交流会を新規にて開催することができ、団体同士のつながりの場を提供することができたため。</p>
取組みNo.	58	担当課	子ども発達支援課	評価	B
取組内容	<p>地域で支援を必要とする子どもや家族を支える人材を育成するため、発達サポーター育成講座(B講座:7回、C講座:7回)を実施し、一般社団法人「星と虹色なこどもたち」の認定資格に基づく発達サポーターとして必要な全講座修了者を26人輩出した。児童発達支援センターでは、支援者のスキルアップを図るため支援者向け研修会「適切な行動を引き出し、強化する支援方法」を実施し47人の受講者が、また、障がい児理解を推進するため市民向け研修会「困った子?いいえ困っている子です」を実施し43人の受講者があった。</p>			評価理由	<p>発達障がいへの理解・啓発及び発達障がいや支援の必要のある子どもの支援ができる人材の育成をしていく場として、計画に沿って概ね実施できているため。</p>

基本目標3 多様なライフスタイルの実現

方向性	<p>性別に関わりなく、誰もが個性や能力を発揮し、自分らしい、多様な生き方をデザインでき、あらゆる年代において、仕事と子育て・介護・趣味などの仕事以外の生活との両立を可能な社会にするためには、働き方の見直しを含むワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。また、価値観の多様化により、シニア世代までの将来を見据えた自身のキャリア・ライフデザインを行うことも、多様なライフスタイルの実現に効果的と考えます。</p> <p>31年度調査によると、ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なこととして「長時間労働の削減(40.4%)」、「フレックスタイム・テレワーク等の柔軟な働き方の整備(37.2%)」が上位を占めていることから、特に働き方や労働環境の改善への取組みが求められています。事業者がワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取組み、働きやすい環境を整備できるよう、啓発、情報提供を行います。</p> <p>また、家事等の家庭内での役割については、夫婦で協力することが望ましいと思う人が多い一方、特に男性においては、子育て、介護等の関わり方が分からず、女性が主に担っているという現状も見られます。男性も仕事と生活をバランスよく両立できるよう、子育て、介護等への参画に向けた支援の充実を図ります。</p> <p>子育て、介護等によりやむを得ず離職をしまったり、制約のある人が新たに就労しようとするのが困難な状況もあります。就労に関わる情報提供やキャリア形成の支援等により多様な働き方の推進を図ります。</p>
施策	(11)ワーク・ライフ・バランスの推進 (12)キャリア・ライフデザインの支援 (13)男性の家事・育児・介護への参画支援 (14)事業者等への情報提供と連携強化

(11)ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の全体評価…B

取組みNo.	63	担当課	秘書広報室	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>法律相談等を毎週月・木曜日に開催した。また、労働相談を毎月1回市民相談として開催した(法律相談内での労働に関する相談:11件、労働相談:7件)。</p>				<p>前年度と同様に相談を実施できたため。</p>	

取組みNo.	61・62	担当課	政策室	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>男女共同参画推進委員会の活動の中で、過去に東京都女性活躍推進大賞・優秀賞を受賞しており、多様な働き方に関して先進的な取組を行っている企業への視察を行い、その内容について情報誌等を通じて発信した。</p> <p>その他、国・都等が作成したパンフレット、冊子等を配布、提供することで周知・啓発を行った。</p>				<p>働き方に関して先進的な取組を行っている企業への視察を行ったことにより、伺った情報を次年度に発行する情報誌等を通じて市民に発信することができたため。</p>	

取組みNo.	61・62・63	担当課	地域活性課	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>ポケット労働法の作成を行い、周知に活用した。東京都労働相談情報センターが主催する、労働関係法、育児・介護休業制度等、その他労働にまつわるセミナー(計1回)について共催し、周知・啓発を行った。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスについて、国・都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで意識啓発を行った。また、女性向けの自営型テレワークに関するセミナーを通じ、ワーク・ライフ・バランスの実現に役立つ情報発信を行った。(開催4回 参加者延べ86人)</p>				<p>セミナーや冊子配布等とおし、意識啓発を行うことができた。テレワークセミナーについては、内容の充実や積極的な周知、実施時期の見直しにより、より多くの方に(前年度比72%増)参加いただくことができたため。</p>	

取組みNo.	62	担当課	子ども政策課	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>民間企業との協働により作成している子育てガイドブックについて、令和4年度も引き続き配布し、子育てに関する各種サービスの周知を行った。</p> <p>父親向けの育児冊子として、(一社)日本精神科看護協会が発行しているパパカードの配付を行い、父親の育児参加を図った。</p>				<p>計画に沿って各種事業は概ね実施できており、子育てサービスに関する情報を各種媒体により子育て世帯に対し引き続き周知することで、サービスの利用等子育て家庭への支援につなげたため。</p>	

(12) キャリア・ライフデザインの支援

施策の全体評価…B

取組みNo.	64	担当課	政策室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>令和3・4年度の男女共同参画推進委員会の重点テーマである「ライフデザイン」をテーマに、「働く」「結婚」「家庭・子ども」の観点から、ライフデザインの多様性について知り、自分らしいライフキャリアを考えるヒントを得ることを目的として「ライフデザインセミナー」を東京都と共催で実施した。参加者5名。</p>				<p>今後の人生を長期視点で考え、大きな分岐点(ライフイベント)で主体的・自律的な選択をするためのヒントを見つける機会を広く提供したため。</p>	

取組みNo.	64・65・66・67・68	担当課	地域活性課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>多様な働き方に関する支援、キャリア形成の支援及び再就職希望者への支援のため、対象を絞り、就職活動支援セミナー及び就職面接会を実施した。女性向け(セミナー1回、延参加者24人)、シニア向け(セミナー1回、面接会1回、延参加者33人)、若年者向け(オンラインセミナー1回、参加者33人)、一般向け(セミナー1回、面接会1回、参加者20人)。また、女性向けの自営型テレワークに関するセミナーを4回実施し、延86人が参加した。</p> <p>起業支援のため、創業希望者向けのセミナーとスクールを開催した。創業セミナーでは先輩創業者を講師に迎え、参加者24人へ情報発信した。創業スクールは全5回の連続講座をオンラインで実施。創業に必要な知識の獲得を支援し、13人が修了した。</p> <p>公益財団法人東京しごと財団が主催する地域就職説明会(計2回)及び狛江市商工会青年部が主催する市内企業就職合同説明会(計1回)について共催し、就職に関する情報提供を行った。</p>				<p>感染防止対策に配慮しながら、家族介護者への支援に努めたため。また、相談支援事業所連絡会による連携体制を維持すること等により、介護者の支援につなげたため。</p>	

取組みNo.	69	担当課	公民館	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>新型コロナウイルス感染症の対策を取りながら、各種の講座を実施した。5月に実施した現役大学生が企画する「今から知りたい! 就活・社会人マナー講座」には18人が参加、2月に実施した「シニア世代向けのマネープラン」には22人が参加するなど、キャリアやライフデザインを考える機会を提供した。</p>				<p>新型コロナウイルス感染症対策を取りながら実施し公民館でキャリアやライフデザインを考える機会を提供した。</p>	

(13) 男性の家事・育児・介護への参画支援

施策の全体評価…B

取組みNo.	70	担当課	政策室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>男女共同参画週間パネル展において、男女共同参画の意義や取組について、男性の立場・視点から仕事と家庭のあり方や仕事と家事・育児参画等に関する情報を発信している国が運営している「男性にとっての男女共同参画ポータルサイト」の周知や、狛江市の男性の家事・育児・介護への参画支援として、ママパパ学級や、父親を対象とした子育て講座、交流の場の提供の周知を行った。</p>				<p>国の政策や市の取組を周知することで、興味、関心がない無意識の常識を個人レベルで見つめ直し、今後、男性が参画する意識付けに繋げることができたため。</p>	

取組みNo.	71	担当課	健康推進課	評価	A
取組内容				評価理由	
<p>ママパパ学級は、働いている妊婦や父親が参加しやすいように土曜日開催日を設けて実施した。</p> <p>開催回数: 延30回(平日8回、土曜日22回)</p> <p>参加者数: 母 延313人・父 延 243人</p> <p>妊娠時にお渡しする「母と子の保健バック」に東京都が作成した「パパとママが描くみらい手帳」を入れ、ライフ・ワーク・バランスや両立支援のための情報提供を行った。</p>				<p>土曜日開催日を設け、父親が参加しやすい環境を整えることで、妊娠期から2人で子育てするイメージや育児の知識を共有するための機会としたため。</p>	

取組みNo.	71・72	担当課	子ども政策課	評価	B
取組内容			評価理由		
<p>民間企業との協働により作成している子育てガイドブックについて、令和4年度も引き続き配布し、子育てに関する各種サービスの周知を行った。 父親向けの育児冊子として、(一社)日本精神科看護協会が発行しているパパカードの配付を行い、父親の育児参加を図った。</p>			<p>計画に沿って各種事業は概ね実施できており、父親の視点も意識し、子育てサービスに関する情報を各種媒体により子育て世帯に対し引き続き周知することで、サービスの利用等子育て家庭への支援につなげたため。</p>		

(14)事業者等への情報提供と連携強化

施策の全体評価…B

取組みNo.	73・74	担当課	地域活性課	評価	B
取組内容			評価理由		
<p>就労環境推進のため、国・都等が作成したパンフレット、冊子等を配布し、情報提供することで市内事業者への働きかけを行った。 商工会との連携を密にし関係団体と随時情報交換を行った。</p>			<p>前年度事業の継続のため。</p>		

基本目標4 地域社会における男女共同参画の推進

方向性	<p>女性の社会進出は多くの分野で進んでいます。政治等の分野においては、政策・方針決定過程への女性の参画は依然として少ない状況です。また、地域活動については、多くの女性がその活動を担っている一方、町会、自治会等のリーダーの多くは男性が担っています。行政分野、地域活動等のあらゆる分野において男女が対等な立場で参画できるよう支援するとともに、参加意向のある人が誰でも参加できるような環境づくりを進めます。</p> <p>また、近年、大地震や台風、ゲリラ豪雨等が全国各地で生じており、市内においても災害時への備えや対応の課題が浮き彫りとなりました。防災組織等への女性の参画を推進するなど、災害分野においても男女共同参画の視点を取り入れた取組みを進めます。</p>
施策	(15)政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 (16)地域・市民活動における男女共同参画の推進 (17)男女共同参画の視点による災害対策の推進

(15)政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策の全体評価…B

取組みNo.	75・76	担当課	政策室	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>無作為抽出による審議会等の公募市民委員の募集を行い、2つの審議会等において61人の応募があり選任した。また、市民委員の募集、審議会等の開催予定等の情報を広報こまえ、市ホームページに掲載するとともに、市民モニターへの情報提供を行った。</p> <p>審議会等の委員の男女比は、男性290人(65.7%)、女性154人(34.3%)(令和5年3月時点)であったが、うち公募市民委員については、男性が50.0%、女性が50.0%となり、女性と男性が同じ割合となった。</p>		<p>市民参加に関する情報提供や無作為抽出等により市民参加の機会を提供したため。また、審議会等における公募市民委員については、男女ともに40%以上確保されており男女共同参画の推進に寄与したため。</p>			

(16)地域・市民活動における男女共同参画の推進

施策の全体評価…B

取組みNo.	77・79	担当課	政策室	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>こまえくぼ1234では、ボランティアや市民活動に関心を持つ人材の掘り起こし等を目的にこまえくぼフェスティバルを年2回開催し、第1回:412人、第2回:2,588人と多くの方に参加していただいた。</p> <p>また、広報紙「こまえくぼ1234」を市内事業所や施設等約140箇所に年11回配架し、11回の発行のうち4回は拡大号として市内小中学校にも配布した他、コマラジの番組コーナーにおいて、市民活動団体24団体が各自の団体情報の発信を行った。</p> <p>その他、より多くの方に市民活動の情報を届けるために、幅広い年齢層が利用しているTwitterの運用を令和4年10月より開始した。</p>		<p>市民活動に関心を持つ人材の掘り起こし等を目的として、多くの方が通る駅前ひろばでのイベント開催や、幅広い年齢層が利用しているTwitterの運用開始等、市民活動への参加促進に取り組んでいるため。</p>			

取組みNo.	78	担当課	地域活性課	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>地域センター運営協議会に対して助成金を支出することで、活動を支援し、地域コミュニティ活動の活性化を図った。地域センター運営協議会主催の事業については、新型コロナウイルス感染症対策により内容・定員等の縮小があったが、対策を工夫し多くの事業を実施した。</p> <p>町会・自治会に対し、コミュニティ活動活性化助成金による財政的支援を行うとともに、町会・自治会連絡会の開催等を通じ地域活動への情報提供を行った。コミュニティ活動活性化助成金は交付団体が前年比2団体増の20団体で、交付額は前年度から約20万程度増額した。</p>		<p>新型コロナウイルス感染症対策を工夫しながら、しばらく中止していた音楽事業等も実施できるようになったため。また、幼児向けの読み聞かせ会等、新しい事業を企画し、幅広い世代での利用に向けた取り組みができたため。</p> <p>町会・自治会活動は前年度にコミュニティ活動活性化助成金の交付団体、額ともに増加し、地域コミュニティ活性化の推進に貢献できたため。</p>			

取組みNo.	79	担当課	公民館	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>こまえ市民大学や居場所事業(連続講座)等の市民と協働で実施する事業については、運営委員会や協力者など男女が対等な立場で企画運営に携わった。子どもの実験教室においても新たな協力者の参加があった。</p> <p>市の広報・ホームページにて参加者を募集し、参加者の申込に電子申請を活用した。また、事業内容、実施日時、参加人数等の実施状況をまとめた「活動の記録」を発行した。</p>				<p>新しい生活様式に対応した講座を実施し、男女共同参画意識の下に学び・活動の機会を提供することができたため。</p>	

(17)男女共同参画の視点による災害対策の推進

施策の全体評価…B

取組みNo.	80・81・82	担当課	安心安全課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>防災会議における女性委員の参画について、関係機関から選出される委員が大部分を占めるが、学識経験者は引き続き女性委員とした。</p> <p>避難所運営協議会における女性の参画について、引き続き役員への女性配置等に配慮いただいた。</p> <p>乳児連れの避難者等に配慮した備蓄品として、授乳や着替えスペース等に使用できるプライベートルームを導入した。</p> <p>乳児連れの避難者に配慮した備蓄品として導入している液体ミルクと粉ミルクについて、市内保育園やひだまりセンターと連携し、保存期限が迫ったものを提供することで、災害用備蓄品の啓発に活用した。</p>				<p>防災会議における女性委員の参画促進及び避難所運営協議会における女性の参画促進について、引き続き取り組んだ。また、多様なニーズに配慮した備蓄品を導入するとともに、保存期限が迫ったものを提供することで、災害用備蓄品の啓発に活用した。</p>	

基本目標5 男女共同参画実現に向けた体制の強化

方向性	<p>本計画を着実に実行していくために、関係各課の積極的な取り組みや横断的な対応を進め、庁内組織を中心とした継続的な推進を図るとともに、市民、事業者とともに、男女共同参画を実践していきます。特に、市役所においては、市職員の働きやすい環境づくり等を実践することにより、率先して男女共同参画のモデルを示します。</p> <p>また、国、東京都、他の自治体との情報交換、連携も強化し、男女共同参画社会の実現を目指します。</p>
施策	(18)庁内推進体制の充実・強化 (19)市民等との連携・協働 (20)国や都、他の自治体、関係機関との連携 (21)市役所における男女共同参画の実践

(18) 庁内推進体制の充実・強化

施策の全体評価…B

取組みNo.	85	担当課	秘書広報室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>広報こまえや市ホームページ等での表現において男女共同参画の視点に配慮し、情報発信を行った。また、必要に応じて表現方法などを統一した。</p>				<p>広報こまえの発行や市ホームページ等の更新を継続的に行ったため。</p>	

取組みNo.	83・84・85	担当課	政策室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>男女共同参画推進計画に係る推進状況調査を実施するとともに、人権・男女共同参画推進本部を年5回、人権・男女共同参画推進庁内委員会を年1回開催し、計画の推進状況の評価等を行った。</p>				<p>推進状況の進行管理を行い、施策を計画的に推進することにより、市の男女共同参画の実現に寄与したため。</p>	

(19) 市民等との連携・協働

施策の全体評価…B

取組みNo.	86・87	担当課	政策室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>男女共同参画推進委員会は、オンラインとの併用により例年どおり年4回開催した。</p> <p>委員会においてダイバーシティ&インクルージョン推進企業である小田急電鉄株式会社及び令和3年度に東京都女性活躍推進大賞の特別賞を受賞した社会福祉法人いのちの電話への視察を行った。</p> <p>男女共同参画推進委員会だよりについては、次年度からのデザイン・レイアウト等の刷新に向けて委員会の中で検討を行った他、男女共同参画週間パネル展を実施した。</p>				<p>市民への啓発の機会となるパネル展の開催や、男女共同参画の先進企業及び法人への視察の実施等を行い、男女共同参画に対する市民意識の醸成に寄与したため。</p>	

(20) 国や都、他の自治体、関係機関との連携

施策の全体評価…B

取組みNo.	88・89	担当課	政策室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>男女共同参画週間パネル展における男女共同参画白書の活用や、男女共同参画推進委員会における視察先として東京都女性活躍推進大賞を受賞した企業及び法人を選定する等、国や都の情報を活用した。</p> <p>また、市民向けに東京都との共催でライフデザインセミナーを開催した他、国や都、他自治体等が発行した資料等について、庁舎2階男女共同参画コーナー等に配架し周知を行った。</p> <p>東京都パートナーシップ宣誓制度における受理証明書の活用を市制度にも適用することとし、高齢者住宅の入居者の資格や市職員の育児休業、介護休暇等への適用に向けて条例改正を行った。</p>				<p>国や都の男女共同参画に係る情報を活用できている。また、初めて都との共催で市民向けセミナーを開催するなど積極的な情報収集及び連携を図ったため。</p>	

(21) 市役所における男女共同参画の実践

施策の全体評価…B

取組みNo.	90	担当課	政策室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>人権・男女共同参画研修として、主任級または係長(主査)級の職員を対象に、LGBTQについての基礎知識等に関する講義や、講義を踏まえた上でのディスカッション及びフリートークを行った。</p>				<p>研修を通して学ぶことで、自分事として捉えてもらい、人権侵害等が行われることのない職場環境づくりへの意識付けをすることができたため。</p>	

取組みNo.	90・91・92・93・94・95	担当課	職員課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>育児休業取得率男性・女性ともに100%（令和3年度：男性70%、女性100%）、有給休暇取得平均日数12.5日（12.8日）、時間外勤務平均時間は、119.5時間（125.8時間）</p> <p>絶対退庁時間を超えて勤務する場合及びノー残業デーに超過勤務をする場合に当日午後4時までに職員課長に事前申請を求める制度を引き続き実施した。</p> <p>「狛江市職員の育児休業等に関する条例」を改正し、育児休業を2回取得できるように対応したほか、会計年度任用職員の育児休業等についても、在職1年以上の取得要件を撤廃し、柔軟に取得ができるよう制度を整備した。</p> <p>令和4年度中に試験を実施し令和5年4月に男性保育士を1名を採用した。</p> <p>また、業務負担が大きくなる新任係長を対象に、係長メンター制度について男女問わず利用できるよう、令和5年度4月開始に向け制度設計を図った。さらに管理職を含めて「ハラスメント防止研修」を実施し職員66人が受講するとともに、全職員向けにオンデマンド配信方式による「ハラスメント防止研修」を実施した。</p>				<p>育児休業取得率が向上、時間外勤務平均時間が減少し、また、男性保育士の採用やメンター制度の設計により、市役所における男女共同参画の推進に寄与したため。</p>	

4. 狛江市男女共同参画状況

○政策方針決定への女性の参画状況

(1) 議会

(令和5年4月1日時点)

	議員数	女性議員数	女性議員の割合
市議会	22	10	45.5%

(2) 委員会等

(令和5年4月1日時点)

	委員会等数	女性委員を含む委員会等数	女性委員を含む委員会等の割合	委員数	女性委員数	女性委員の割合
行政委員会	5	2	40.0%	24	3	12.5%
附属機関等	43	39	90.7%	470	160	34.0%
公募市民委員	—	—	—	138	70	50.7%

(3) 職員

(令和5年4月1日時点)

		事務系	福祉系	技術系	技能系	全体
管理職	全体	53	5	12	—	70
	女性	4	5	1	—	10
	女性の割合	7.5%	100.0%	8.3%	—	14.3%
係長職	全体	52	11	11	3	77
	女性	12	9	4	1	26
	女性の割合	23.1%	81.8%	36.4%	33.3%	33.8%
主事・主任職	全体	180	63	36	16	233
	女性	96	53	22	14	185
	女性の割合	53.3%	85.7%	63.9%	81.3%	79.4%

※技能系の管理職枠は設置されていないため、計上なし。

5. 狛江市人権・男女共同参画推進本部の設置及び運営に関する要綱

令和3年7月29日

要綱第120号

(目的)

第1条 この要綱は、人権及び男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、狛江市人権・男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 本部は、人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例（令和2年条例第3号）及び狛江市男女共同参画推進計画の総合的な推進を図るため、人権・男女共同参画施策の全庁的な調整及び進行管理を行う。

(組織)

第3条 本部は、別表に掲げる職にある者（以下「部員」という。）をもって組織する。

2 本部長は、市長とし、会務を総理し、本部を代表する。

3 副本部長は、副市長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 本部は、部員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 本部の議事は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 本部長は、必要に応じて部員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱の廃止)

2 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱（平成22年要綱第89号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

市長
副市長
教育長
企画財政部長
総務部長
市民生活部長
福祉保健部長
子ども家庭部長
環境部長
都市建設部長
議会事務局長
教育部長

6. 狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会の設置及び運営に関する要綱

令和3年7月29日

要綱第121号

(目的)

第1条 この要綱は、人権及び男女共同参画に係る施策の検討及び推進に関し、庁内関係部署の調整を図るため、狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例（令和2年条例第3号。以下「条例」という。）及び狛江市男女共同参画推進計画（以下「計画」という。）に係る検討及び施策の推進に関する事。
- (2) 条例及び計画の進捗状況等に関する事。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、企画財政部長とし、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、政策室長とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(狛江市人権施策推進連絡会設置要綱の廃止)
- 2 狛江市人権施策推進連絡会設置要綱（平成15年要綱第66号）は、廃止する。
(狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱の廃止)
- 3 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱（平成22年要綱第90号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

企画財政部長
政策室長
秘書広報室長
安心安全課長
職員課長
地域活性課長
福祉政策課長
福祉相談課長
高齢障がい課長
健康推進課長
子ども政策課長
子ども発達支援課長
指導室長

登録番号（刊行物番号）

R 5 - 28

令和 4 年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況報告書

令和 5 年 10 月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市企画財政部政策室

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

03 (3430) 1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 50 円